

議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和5年8月16日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和5年8月16日(水) 午前11時00分～午前11時17分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席会員
部 会 長 福 沢 美由紀
副 部 会 長 新 秀 隆
部 会 員 櫻 木 善 仁 森 英 之 伊 藤 彦太郎
小 坂 直 親
会 長 森 美和子
副 会 長 服 部 孝 規
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 渡 邊 靖 文 議事調査課長 大 泉 明 彦
書 記 新 山 さおり 書 記 西 口 幸 伸
- 6 案 件 1. 第80回検討部会の確認事項について
2. 議題
(1) 議会改革推進会議規程の一部改正について
(2) 通称または旧姓の使用に係る規程について
3. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前11時00分 開 会

○部会長（福沢美由紀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより議会改革推進会議、第81回検討部会を行います。

前回の第80回の検討部会について確認をさせていただきます。第80回検討部会は今年度優先して進める検討課題について協議いたしました。新たな議決項目の必要性について、子ども議会の実施について、議会の情報化について、旧姓使用について、この4項目を今年度優先的に取り組むこととなりました。

さて、改めまして本日の議題でございます。

議会改革推進会議規程の一部改正についてでございます。

資料1をご覧ください。

現在、議会改革推進会議検討部会は各会派から選出された議員1名を部会員として組織することとしております。検討部会は推進会議の補助機関として議会改革に係る様々な事項を検討しておりますが、現在、議員18人のうち4人が会派に属さない議員であるということから、議会全体の意見が反映できているのかという問題があります。また、あくまでも検討部会は議論する場であって決定をする組織ではないことから、全員協議会の政策検討部会と同様に、今後必要があると認めるときは会派に属さない議員も部会員とすることができるようにしてはどうかとの意見がありました。

つきましては、改正の詳細を事務局から説明いたさせます。

西口主任主査。

○議会議務局員（西口幸伸君） それでは、議会改革推進会議規程の一部改正ということでございまして、資料1でございますけれども、今回、先ほども部会長から説明がございましたように、会派に属さない議員の方のご意見の反映というところがあるということでございますので、その部分の規程を改正で追加するような形になりまして、そちらのほうは、先ほど部会長のほうからの説明にございましたように、全員協議会の政策検討部会で規定されているのと同じような形になりまして、この資料1の改正前、改正後の部分の第8条でございますけれども、検討部会の組織というところで、ただし書を追加させていただきまして、ただし、議長が必要と認めるときは、会派に属さない議員を部会員とすることができる。この規程を追加することによりまして、会派に属さない方を議長のほうから指名して部会員とすることができるような形にさせていただくという改正でございます。

○部会長（福沢美由紀君） 説明は終わりました。

このことについて、ご意見などございましたら順次発言をお願いいたします。

よろしいですか。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 当然、会派に属していない方に入っていくことには、私は賛成ではあるんですけども、実際はどんな感じで選出するというか、これって部会員として何かそういう項目が上がったときに、じゃあ、入ってよというふうな感じになるのかどうかとか、実際の運用はどうなっていくのかなというのは。

規程だけつくっておいたら何とでもなるわという感じにするのか、割と柔軟に対処していくつもりなのか、その辺どうなのかなと思ったんですが、その辺、議長の今のお考えなりなんなりで。

○部会長（福沢美由紀君） この文章でいいますと議長が必要と認めるときとありますので、議長に

言うてもろうたほうがいいですか。

森会長。

○会長（森 美和子君） 柔軟に対応できるようにさせていただこうかなと思っています。

○部会長（福沢美由紀君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） ないようでしたら、これについては、18日の議会改革推進会議で全議員にご確認いただくことといたします。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） それでは、次に移ります。

資料2でございます。

通称または旧姓の使用についてでございます。

令和5年4月から市職員の旧姓使用取扱規程が施行され、また全国市議会議長会からも通称使用に関して必要な措置なのでご配慮いただきたいとの通知がされています。

それらを受けて、検討部会でも検討課題に設定しましたが、このたび通称または旧姓を使用できる仕組みを構築するための規程案を作成いたしましたので、事務局から説明いたします。

西口主任主査。

○議会事務局員（西口幸伸君） それでは、資料2の通称名等の使用に関する規程ということでございます。

規程を作成するに当たりまして、県内の状況ということで、三重県内はどのように、各市しておるかというところをちょっと確認をさせていただきました。簡単にちょっと報告だけさせていただきます。

県内の各市13市、確認をさせていただきましたところ、全体のうちの8自治体、8市が通称名等の使用を可能というふうに運用上、そのような取扱いをしておりますという状況でございます。県内13市のうち規程というものを制定しておるのは四日市市のみというような状況でございます。それらの状況も踏まえまして、規程としてどのようなものがあるのかなというところで整理をさせていただきました。

資料2のほうの各条につきまして簡単に説明をさせていただきます。

まず趣旨ということで、第1条でございますが、こちらのほうは議員の議会における通称等の使用に関し必要な事項を定めるというこの規程の趣旨を書いております。

第2条が通称等の使用ということで、第1号から第3号までのところで、その場合において通称等を議会において使用することができますという3つのところを定めております。

まず1つは、公職選挙法施行令で当該認定を受けた名称、通称ということでございまして、選挙の際に認定を受けております部分につきましては使うことができますというのが1つです。

2つ目といたしまして、氏名に用いられている漢字のうちということで、常用漢字表や戸籍と異なる字体が氏名に用いられている場合につきまして、通用字体以外の字体を対応する通用字体に変更した氏名ということで上げておりますが、こちらは例えばですけれども、簡単に申し上げますと難しい漢字。例えば「さくら」という、漢字が簡単な漢字と難しい漢字とありまして、氏名のほうで難しい

漢字が使われておりますけれども、常用漢字表で使われているものとは違いますということになりますと「桜」を使っていたとかそういうような取扱いということでございまして、通用字体に変更した氏名を使っていたという取扱いの部分でございまして。

3つ目が、婚姻、養子縁組等の事由によって氏を変更した場合ということで、変更前の氏ということで、旧姓の使用なんかを想定して3つ目を置いております。

それから、第2条第2項のほうですが、こちらについては、通称等を使用することができない場合の事項について整理しております。

まず1つ目が、履歴に関する届出の書類についてはできませんというのと、それから2つ目が、辞職願、3つ目が、議員報酬、その他支給に関する書類、それから源泉徴収票、叙勲等表彰の書類と、それから在職証明書、それから議員共済会に関する各種の届出書類、その他、実務上混乱が生じるおそれがあると議長が判断するものということで、8つの項目でございまして、通称等を使用することができない事項ということで書かせていただいております。

次は3条でございまして、こちらからは申請、承認、使用中止ということでございまして、どれも議長に書類を出していただくようなものになってございまして、まず使用しようとする議員は、議長に申請をしなければならないということで、通称の使用については申請をしていただきます。それを受けまして議長のほうでの承認の可否の決定、その結果についてを当該申請者に通知するという流れがございまして。

それから第5条のほうでは、中止の届出ということで、通称等の使用を中止しようとするときは議長に提出しなければならないということで、中止の際にも届出を必要といたします。

第6条でございまして、こちらは議長が選出されていない場合の取扱いということでございまして、議長が選出されていない場合については、議長とある部分を事務局長というふう読み替えまして、取扱いを行うということになっております。

第7条が、責務ということであります。通称等を使用する議員の心構えというようなところでありますが、議員活動及びその関連する事務処理に誤解及び混乱を生じさせないよう努めなければならないということになっております。

その他でございまして、その他は、議長がこの規程に定めのない部分については別に定めますというようなものでございまして。

この規程については、推進会議でご確認いただきましたら、その日での施行ということをご予定しておるものでございまして。

○部会長（福沢美由紀君） 説明は終わりました。

このことについて、ご意見などございましたら順次発言をお願いします。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） ちょっと根本的にというか、そもそも論なんですけれども、これは通称も使っていないのか、通称にできないもの以外は全部変えるということなのか、どっちなのか、まず確認させてもらえますか。

○部会長（福沢美由紀君） 通称を認めた場合の使い方ということですか。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 要は、例えば議場のあれと、あとは議会だよりに出る名前とかね。状況

によって使い分けてもええのかとか、どっちがええとは思わないんですが、どっちを想定しておるのかということ。

あともう一つ、請願のときの紹介議員、これも通称を使っていいのかどうか、その辺、ちょっと分からないので。

○部会長（福沢美由紀君） 大泉議事調査課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） まず1点目の使い分けの部分ですけれども、この通称名を使うということでご申請いただいて認めていただくと、氏名標についても、各種書類についても、その名前を共通して使っていただくということになります。第2条第2項に例外規程、源泉徴収票やら云々という8項目がありましたけれども、あれは正しい戸籍の名前でお使いいただくというふうな形になります。

それともう一つ、請願ですけれども、請願については第2条第2項のところに規定をしておりませんので、通称名での署名と想定は今しております。

○部会員（伊藤彦太郎君） 認められた……。

○議事調査課長（大泉明彦君） すみません、認められた通称名ですけれども。

○部会長（福沢美由紀君） いいですか。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） ちなみになんですけれども、請願の名前に例えば間違いがあったとか、そういう場合とかは請願は無効になるとか、そういうのってあるんですけど、請願書自体が。

ちょっとそれは別に通称云々以前の話かなと思うんですけど、その辺だけもし……。

僕もちょっとその辺は勉強不足だったもんで、知っていたらいいです。

○部会長（福沢美由紀君） また後日、調べるでもいいですか。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） はい、異論はありません、これに関して。

○部会長（福沢美由紀君） この規程自体に対するご意見は、ほかにないですか。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） ないようでしたら、これについても18日の議会改革推進会議で全議員にご確認いただくということにいたしたいと思います。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） それでは、前回確認いただきました子ども議会をやるということ、コロナ前にいろいろルールをこちらでも議論はしていたんですけれども、もう教育長も替わり、改めて教育長のほうに議会改革推進会議、議会としてこの子ども会議をさせていただきたいんやけれども、どうやろうかということで、お話を伺いました。

その結果、前向きには捉えていただいて、この8月の校長会にかけていただくということになりました。それがどういうふうになっていくのか、どんなやり方でさせていただけるのか、いつなのかということも含めて、校長会にかかった後に協議するということになると思いますので、ご承知おきください。

それでは、その他の項になります。

次回の開催日ですが、8月18日、予算決算委員会理事会終了後から、かねてから課題でありましたグループウェア、スケジュールなんかをみんなで共有し合えるそういうものを導入するためのデモンストレーションを1時間程度予定しています。ご承知おきください。

以上でございますが、何かほかありますか。

(発言する者なし)

○部会長（福沢美由紀君） ないようでしたら、これで本日の議会改革推進会議、第81回検討部会を終えたいと思います。ありがとうございました。

午前11時17分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 5 年 8 月 16 日

議会改革推進会議検討部会長 福 沢 美由紀